

特定猟具使用禁止区域(銃)の指定概要

番号	ワ	名称	富田、戸毛特定猟具使用禁止区域(銃)	面積	113 ha
指定期間	令和元年11月1日 から 令和11年10月31日まで				
指定区域	<p>北東位置の御所市と高取町との境界の曾我川と大和平野特定猟具使用禁止区域との交点を起点とし、同川を南進し、県道五條高取線と市道葛四八号線との交点に至り、同所から同市道より高取町町道を南進し、市道戸毛樋野線との交点に至り、同所から同市道より市道葛四四号線を西北進し、国道三〇九号線との交点に至り、同所から同国道を北西進し、大和平野特定猟具使用禁止区域との交点に至り、同所から同区域の境界を東進し、及び南東進して起点に至る一円の区域</p>				

参考図面

